

## 平成 25 年度 第 1 回債権管理・回収等検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成 25 年 7 月 31 日 (水) 15 : 00~17 : 00
2. 場 所 J I C A 市ヶ谷ビル 2 階 セミナールーム 202AB
3. 議 事
  - (1) 開会
  - (2) 委員長選出
  - (3) 理事長挨拶
  - (4) 奨学金制度の概要について
  - (5) 返還金の回収状況等について
  - (6) 返還金回収促進策の概要等について
  - (7) 平成 24 年度返還促進策等検証委員会報告を受けた日本学生支援機構の平成 25 年度の取組について
  - (8) 債権管理について
  - (9) 平成 25 年度債権管理・回収等検証委員会テーマ (案) について
  - (10) 自由討議
  - (11) 今後の日程について

### 4. 出席者

(◎委員) 50 音順

岩田委員 (委員長)、木下委員、佐原委員、鈴木勉委員、鈴木洋州委員、宗野委員、渡辺委員

(□文部科学省)

渡辺学生・留学生課長

(○機構)

遠藤理事長、月岡理事、石矢奨学事業本部長、鮫島債権管理部長、藤森奨学金事業部次長

### 5. 議事概要

(回収及び債権管理の状況について、機構から資料に基づき説明)

- ◎ : 機構から説明のあった資料「延滞年数別人員・金額調」の債権額とは、元金・利息・延滞金が含まれた金額であるという認識で良いか。
- : 元金のみ金額である。回収額についても同様である。また、返還金は延滞金・利息・元金の順に充当する。延滞金から充当するため、長期延滞者で延滞金が多額になっている場合は元金への充当が少なくなり返還金の全てが回収額に計上されている訳ではない。
- ◎ : 本委員会の主旨である「債権管理」という観点から返還金が利息、延滞金にどの程度充当されているのか検証すべきである。金額を把握することにより、例えば延滞金を償却対象にするといった検討も可能になる。今後の回収率にも影響するので次回までに資料を作成していただきたい。
- : 次回委員会に資料を提出する。
- ◎ : 延滞額について、延滞 8 年以上が多くの割合を占めているが、延滞 8 年以上の債権は機構とサービサーどちらで管理しているのか。
- : 機構で管理している。延滞 8 年以上であっても 5 割以上が 1 年以内に返還している。返還がない場合

は時効中断のため法的処理を実施している。

- ：延滞者に対する請求書は、どのような組み立てになっているのか。
- ：まず、延滞分について、元金・利息・延滞金をまとめて1枚の請求書に記載している。更に、次回の割賦について、元金・利息を一枚の請求書に記載している。以上2枚1組の請求書を送付している。請求金額を一括で返還できない場合は返還者自身が金額修正する等して返還する。
- ：返還金の充当について例えば、元金15,000円を延滞して、延滞金が15,000円である場合、30,000円返還すれば元金と延滞金にそれぞれ15,000円ずつ充当されるが、15,000円しか返還できない場合は、全て延滞金に充当される。少額の返還相談を受けた場合は、元金に充当させるためには返還額の上乗せが必要であると説明している。
- ◎：民間金融機関は延滞金を償却し元金のみを回収するといった、柔軟な対応が可能である。一方で機構は事業の性質上硬直的な管理となってしまう。少額でも返還を継続している者の元金が減らないということは教育的にも望ましくない。今後は延滞金を含めてきちんと返還している返還者との公平性の担保を加味しながら、一定の基準を設けて元金に充当させるといった柔軟な対応を検討すべきである。
- ◎：機構の延滞8年以上の延滞額の比率は民間金融機関と比較して高いのか。
- ◎：個別の債権の状態を確認しないと断定はできないが、民間金融機関では費用対効果が良くない債権は償却する。通常であれば延滞8年以上になる前に償却の対象となる。
- ◎：償却について、機構の償却基準を確認したい。
- ：償却基準に照らして条件を満たす者のうち、償却財源との兼ね合いで可能な範囲で償却している。詳細については、次回の委員会に説明資料を提出する。
- ：民間金融機関では、「どれだけ債権を償却しなければならないか」という観点で償却を実施しており、金融庁の査定あるいは日銀の審査で認定された債権については無税償却、それ以外でも管理コストとの見合いで回収を断念すると判断した債権については有税償却している。

一方で機構は奨学金事業という特性から、同様の償却は困難である。どうしても回収が見込めないものについて、最終的に国から補填される償却財源との兼ね合いで、「どこまで償却できるか」を判断することとなる。
- ：機構が管理する債権は、本人・連帯保証人・保証人全員が、破産や死亡等により返還できないという証明が揃って初めて償却することができる。
- ◎：法的処理について、延滞が浅い者は連絡も取り易いので支払督促申立は効果的と考えるが、延滞が深い者は連絡が取りづらくなり、本人・連保人・保証人まで、3回にわたり別々に支払督促申立をするのはコストと時間がかかる。費用対効果も考慮して、法的処理が1回で済むように、支払督促申立を経ないで臨機応変に本人・連保人・保証人の全員を当事者とした通常の民事訴訟を提起することを検討すべきではないか。
- ：延滞金の賦課率について、大臣は現行の10%は高すぎるとの意向。現在見直し検討進めているところである。返せる人にはきちんと返してもらおう一方で、どうしても返還できない人をきちんと見分けて救済する必要がある。

(以上)